

## 国際観光旅客税（出国税）について

18-009号  
通巻:189

平成30年税制改正大綱において、観光立国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る観点から、観光促進のための税として、我が国からの出国に広く薄く負担を求める「国際観光旅客税」を創設するとされ、平成30年4月10日衆院本会議で可決、成立し、同月18日に公布されました。

「国際観光旅客税」は原則として、船舶または航空会社（特別徴収義務者）が、チケット代に上乗せする等の方法で、日本から出国する旅客（国際観光旅客等）から徴収（出国1回につき1,000円）し、これを国に納付するものです。

## 1. 概要

開始時期	平成31年1月7日（月）以降 （同日前に締結された運送契約による一定の出国を除く）
納税義務者	船舶又は航空機により出国する旅客
非課税等 （国際観光旅客税がかからない人）	<ul style="list-style-type: none"><li>船舶又は航空機の乗員</li><li>強制退去者等</li><li>公用船又は公用機（政府専用機等）により出国する者</li><li>乗継旅客（入国後24時間以内に出国する者）</li><li>外国間を航行中に、天候その他の理由により本邦に緊急着陸等した者</li><li>本邦から出国したが、天候その他の理由により本邦に帰ってきた者</li><li>2歳未満の者</li></ul> <p>（注）本邦に派遣された外交官等の出国については、本税を課さないこととする。</p>
税率	出国1回につき1,000円
徴収・納付	① 国際旅客運送事業を営む者による特別徴収（国際旅客運送事業を営む者の運送による出国の場合） 国際旅客運送事業を営む者は、旅客から徴収し、翌々月末までに

徴収・納付	国に納付 (注)国内事業者については税務署、国外事業者については税関に納付 ② 旅客による納付(プライベートジェット等による出国の場合) 旅客は、航空機等に搭乗等する時まで国(税関)に納付
-------	---

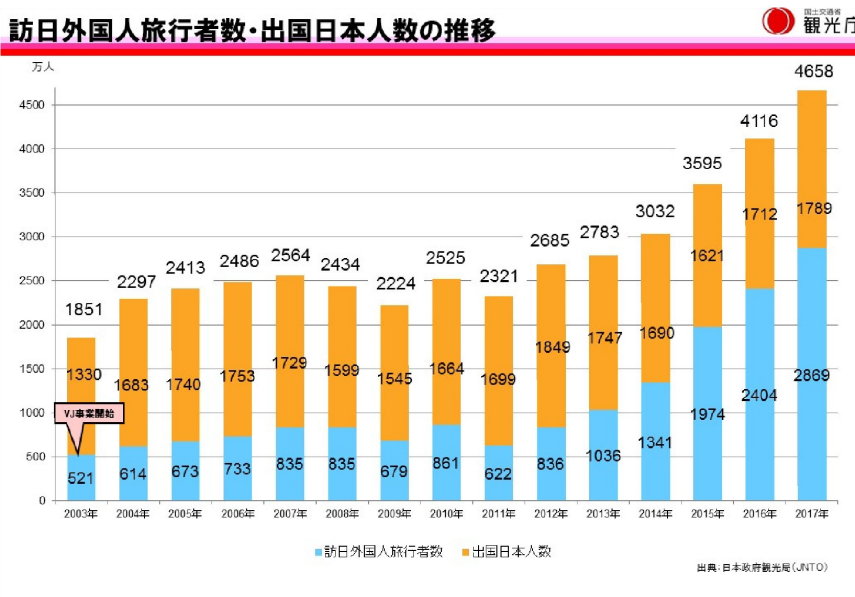
## 2. 国際観光旅客等とは？

- ① 出入国管理及び難民認定法による出国の確認を受けて日本から出国する観光旅客その他の者。
- ② 航空機により日本を經由して外国に赴く旅客(24時間以内に出国する者は非課税)等のことをいい、「観光旅客その他の者」には、観光旅客のほか、例えば、ビジネス、公務、就業、留学、医療などの目的で出国する者も対象に含まれます。

## 3. 国際観光旅客税の使いみち

- ① ストレスフリーで快適に旅行できる環境の整備
- ② 日本の多様な魅力に関する情報の入手の容易化
- ③ 地域固有の文化、自然等を活用した観光資源の整備等

## 4. 近年の訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移



2017年の出国者数は、  
 訪日外国人旅行者約2,870万人、出国日本人数約1,790万人の計約4,660万人でしたので、  
 1人1,000円を徴収すれば、  
 約466億円の徴収が見込まれます。

参照:観光庁

～コメント～

恒久的な国税の導入は1992年の地価税以来、27年ぶりの新税となりますが、世界中で出国税なるものを導入済みの国はたくさんあります。例えば、オーストラリアでは60オーストラリアドル(約5,000円)、韓国は1万ウォン(約1,000円)、アメリカは14ドル(約1,500円)を徴収しています。チケット代金に含まれているため、意識している方は少ないかと思いますが、今後海外旅行に行かれる方は是非、確認してみてください。